

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行



## 町営榎島グラウンド

### 二十五日から開放!!

町営

榎島グラウンド

利用心得

- かねてから改修中でありました「町営榎島グラウンド」が、いよいよ六月二十五日から開放できる運びとなりました。お互いに、自分たちの「グラウンド」であると言う意識で、次の「利用心得」を守ってください。
- (一) 開放時間は原則として、四月から十月までは、午前九時から午後七時まで、十一月から三月までは、午前九時から午後六時までとします。但し特に開放を必要と認めた場合は、変更することがあります。
  - (二) 利用の手続き
    - 「グラウンド」開放は、西川町内に在住する者、又は勤務する者とし、八名以上の団体を構成し、使用責任者を明らかにして、正規の手続きをうけてください。
  - (三) 利用団体は、使用を希望する十日前までに、開放施設使用願を西川町教育委員会に提出し、使用承認をうけてください。
  - (四) 「グラウンド」内には、かごとのある靴で入らないで、運動靴または底の平らかな靴で入ってください。
  - (五) 備付けの道具は、大切に取扱い願います。
  - (六) 飲みもの等の、空カン、空ビン等は所定の場所に捨ててください。
  - (七) 「タバコ」は、必ず所定の場所に、備付けの吸ガラ入れをご利用ください。
  - (八) 練習後は、備付けの、コートブラシでならしてください。
  - (九) 雨天又は、表土が軟弱の場合は、申込みの有無にかかわらず、使用中止していただくことがあります。
  - (十) 車の駐車場については、榎島部落裏堤防に、他の交通を妨げぬように駐車し、特にエンジンの音が附近の民家に、めいわくをかけるような充分に気をつけてください。

# 参議院議員の投票日は 7月10日です

## ▽新しく投票 できる人

○昭和三十一年五月二十四日から昭和三十一年七月十一日まで生まれた人で、昭和五十二年六月十五日現在も西川町に引き続き住所を有している人

○昭和三十一年七月十一日以前に生まれた人で、昭和五十二年三月十五日以前に西川町に転入届を出して、昭和五十二年六月十五日現在も西川町に引き続き住所を有している人

## ▽前住所地で 投票しなければ ならない人

昭和五十二年三月十六日以降に他の市町村から西川町に住所を移した人(転入届をした人)は、名簿登録の基準日である六月十五日現在、名簿登録要件である三カ月以上の住所期間がないため、西川町では投票することができませんので、前住所地で投票することになります。

## ▽あなたの投票所は

投票区名	投票所の場所
第一投票区	鎧郷保育園
第二投票区	西川町役場分館
第三投票区	西川町役場
第四投票区	升湯小学校
第五投票区	貝柄事務所

○投票日の当日(七月十日)、次のような理由で投票所へ行って投票できない人は、六月十七日から七月九日までの間に不在者投票が

## ▽不在者投票の できる人

投票のできる時間は  
午前七時から  
午後六時まで  
時間におくれないように早目にお出かけください。  
お勤めの方は、なるべく投票をすませてから、お勤めに出てください。

## ▽投票時間

あなたに投票に行っていたく投票所は、近くお配りする投票所入場券に書いてあります。  
投票にお出かけになる前に、もう一度確認して、お間違いないようにしてください。

## ▽不在者投票の できない人

できます。  
一 西川町以外の市町村で職務または業務に従事すべき者  
二 やむをえない用務や事故のため、西川町以外の市町村へ旅行または滞在中であるべき者  
三 病氣、ケガ、妊娠、不具もしくはお産のため、歩くことが著しく困難であると予想できる者  
○不在者投票をするには、難しい手続きをしなければならず、「お考えられている人もおられると思います。手続は簡単です。」  
手続に必要な用紙類は、町の選挙管理委員会に備えてありますから、「印鑑」を持っておいでください。(入場券が届いていましたら、入場券を持ってきてください。)

## ▽郵便による 不在者投票

○郵便による不在者投票をされる方は「郵便投票証明書」の交付を受けていなければ投票することはできません。

## ▽投票の順序

投票日の当日、投票所で投票する順序は、地方選出議員選挙を先に行い、全国選出議員選挙を後にします。

## ▽入場券を なくしたときは

配られた入場券を誤ってなくした場合は、投票所へ行って「入場券をなくしました」と申し出れば投票できます。  
入場券をなくしたからといって投票を棄権しないようにしてください。

# 町議会 六月定例会終る!!

第二回定例会は、六月八日招集され、提出された各議案をいづれも原案どおり可決または承認し、同月十三日閉会しました。

## ○本会議の あらまし

○招集日(六月八日)  
会議録署名議員を指名し、会期を十三日までの六日間と決定しました。

つづいて、経済常任委員長から第一回(三月)定例会より継続審査中の「請願第一号、道路網の整備促進に関する請願」及び「請願第二号、道路網の整備促進に関する請願」の審査結果の報告が行われ、採決の結果、請願第二号を採択し、請願第一号は不採択と決りました。

次に、町長提出議案を一括上程し、町長の提案理由の説明を受けました。(出席議員二十一入)全

員出席)  
○第二日目(六月九日)  
町長の政治姿勢などについて一般質問が行われました。(出席議員二十入)

○第三日目(六月十三日)  
八日に提出された議案(八件)に対する質疑・討論・採決を行い、いづれも原案のとおり可決または承認しました。

次に、本日町長から提出された議案(二件)及び議員提出議案(四件)について、提出者の説明を聞いたのち質疑・討論・採決を行い、いづれも原案のとおり可決して、閉会いたしました。(出席議員二十一入)

## ○今期定例会で 議決された議案は 次のとおりです

町長提出議案  
○町長専決処分について(昭和五

十一年度西川町一般会計補正予算(第十号)(承認)  
○町長専決処分について(昭和五十二年西川町一般会計補正予算(第二号)(承認)

○町長専決処分について(西川町税条例の一部改正)(承認)  
○町長専決処分について(昭和五十二年西川町一般会計補正予算(第三号)(承認)

○西川町非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について(原案可決)  
○昭和五十二年西川町一般会計補正予算(第四号)(原案可決)  
○昭和五十二年西川町水道事業会計補正予算(第一号)(原案可決)

○昭和五十二年西川町ガス事業会計補正予算(第一号)(原案可決)  
○西川町国民健康保険税条例の一部改正について(原案可決)  
議員提出議案  
○昭和五十二年産産産者米価引上

○補正予算の  
あらまし

このたびの補正予算は、当初予算に予定計上した補助事業等の増減及び事業・事務の性質上急務を要する経費について補正を行いました。  
補正額は四千七十一万五千円となり、補正後の予算総額は十四億五千九百九十九万七千円となりました。  
なお、補正された主なものは次のとおりです。  
区長視察研修旅費報償金 五十四万円  
基幹農道舗装事業調査委託料 一四六万円  
町道舗装工事 五三四万円追加  
町道改良工事二〇〇四万円追加  
道路整備事業補助金 五三〇万円追加  
給食運搬用自動車改造工事 五三万円

## 稲作 大講演会

田植を終って一カ月余り、栽培管理の最重要期を迎えましたが、初期生育は低温、強風の連続等、不順気象の要因により不調でしたが、良質安定の多収技術を得るため先回(三月二十一日)に続き再度小西豊先生を講師に、稲作大講演会を左記により開催しますので、多数おいでください。  
日時 六月三十日午前八時三十分から午後四時まで  
場所 明誓寺(見帯)  
演題 田植機稲作の安定多収技術(生育経過批判及び中後期の生育生理と栽培技術について)

◇その他 会場準備(中食等)の都合がありますので、希望者は各部落の農会長へ連絡してください。





大会のトップは、消防団・老人クラブ・小学生の綱引き大会



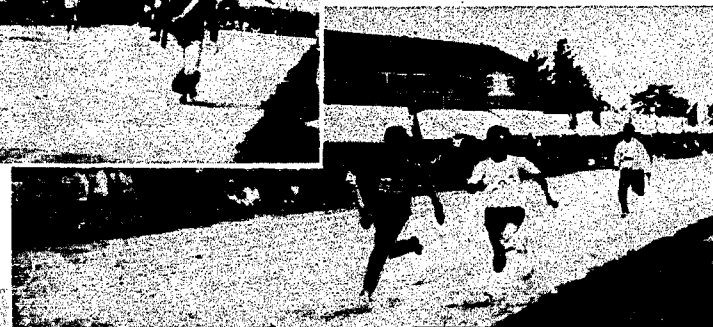
江戸の火消隊にハッスルするお母さん



みんなで「投票いしましょう」二人仲よく投票用紙を持って、投票所に!!



「アンコ競走」大島の椿姫 顔負けの、西川椿姫!!



↑大会の花を飾る、部落別対抗リレー 3,500名の応援の声は会場いっぱいひびきわたる……

←52年度の優勝チームは鱸日チームに!! 大会会長から優勝旗を「ご苦労様でした。又来年度も頑張ってください」と……

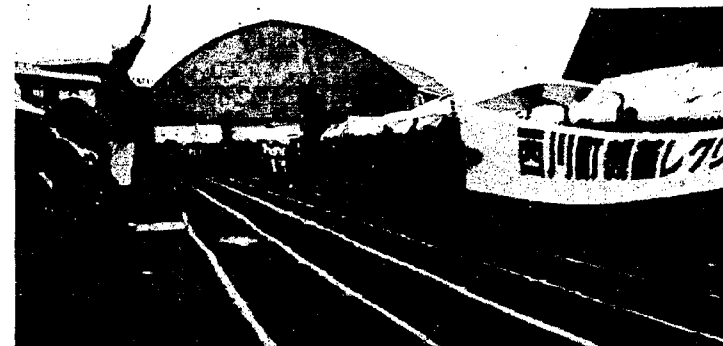


第7回 町民親善レクリエーション大会  
ご協力ありがとうございました。

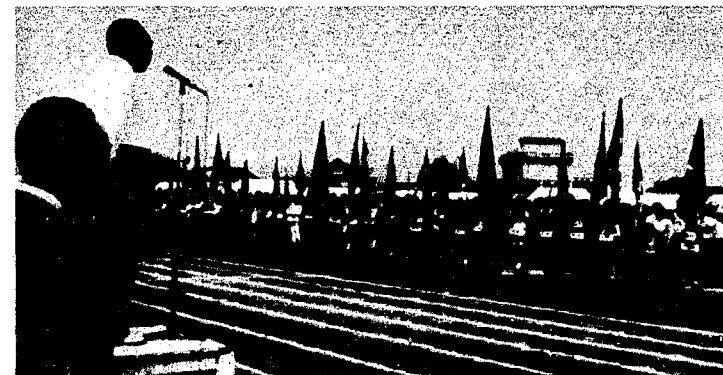
# 思い出の アルバム



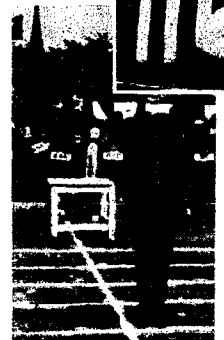
西川中学校グラウンド いっぱい張りつめた 各チームの応援団



大会の花型49チームの選手団が、正々堂々の入場行進



各チームの標旗も色あざやかに、大会競技のルールについて説明する大会委員長



(上)大会々場に集まった 3,500名の注目を浴びた聖火ランナー 渡辺等君の手によって焔は、もえつづけた。

(下)私たち選手一同は「正々堂々と」と元気いっぱい宣誓する 横野喜代士選手。

# 今年度の

## 所得税の予定納税は

### 八月一日まで!!

第一期分の予定納税額は、すでに納税者の皆さんへ税務署から通知してあります。

納税については、例年ですと七月三十一日までですが、ことしは七月三十一日が日曜日ですので、翌月の八月一日までに納めていただければよいこととなります。期限内に遅れないように納めてください。

○予定納税の減額は 次のような事情があるときには七月十五日までに予定納税額の減額申請ができます。

- ① 廃業、休業、転業、失業をした
- ② 災害、盗難、横領にあった
- ③ 結婚や出生によって所得控除が受けられることとなった

○納税は振替 電気料や水道料のように税金も預金口座から自動的に振替えることができます。便利な振替納税をぜひご利用ください。

○税金はみんなのために 私たちが健康で快適な生活がで

きるように、国や地方公共団体はいろいろな活動を行っています。昭和五十二年の国の一般会計

予算は、二十八兆五千四百十三億円ですが、このうち六四パーセントが税金でまかなわれています。この税金が私たちのために、どのように使われているのでしょうか。

○税金千円あたりの使いみち 私たちの健康や生活を守るために 二百四十一円 住宅や道路などの整備のために 百五十円

教育や科学技術の振興のために 百二十円 地方財政の援助のために 百七十三円 国土の防衛のために 五十九円

国債の償還や利子支払のために 八十二円 米価の安定のために 二十九円 その他いろいろな施策のために 百四十六円

▽特別減税の還付金△ 事業所得者など確定申告をして

# 所得税の特別減税について

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が還付されることになりました。

還付される金額は、本人は六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。そこで、そのあらましを説明しましょう。

○還付を受けられる人 還付を受けられるのは、昭和五十一年分の所得税を納めた人です。ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

○還付方法とその手続き ①サラリーマンの場合 本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、およそ六月から七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。(給与支払者の事務等の都合により、八月以降になる場合もあります)しかし給与以外に所得があったり、二か所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、次に説明する「事業所得者などの場合」と同じ方法で還付されます。

事業所得者などの場合 事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取るようになります。(還付請求書提出されてから、還付金を受取るまでに一から二か月かかる場合もありますので、あらかじめご了承ください) ③その他 給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年に

昭和五十一年分の所得税を納税した人には、六月下旬に税務署から還付請求書をお送りしました。まだお手元にお持ちの人は、郵便局名などの所要事項を記入し、至急税務署へ返送してください。なお、還付請求書提出されてから、還付金を受取るまでに一か月から二か月かかる場合もありますのであらかじめご了承ください。

## 今月は 町・県民税 国民健康保健税 の納期です!!

昭和五十二年の町県民税及び国民健康保険税の納税通知書をお届けいたしました。口座振替をしている方については納税通知書はご本人に、納付書はこの税金をあなたの口座から振替えていただくためご指定の金融機関へ送付いたしました。

口座振替をしていない方は、納税通知書及び納付書を送付いたしましたので、これを切りはなさないままにして納税通知書記載の金融機関へ直接現金で納めてください。

納期や税額の計算方法等については、納税通知書の裏面に詳しく記載してあります。

○町県民税については、地方税法の一部改正により、各種所得控除額、障害者及び寡婦等の非課税限度額が改正されました。

○国民健康保険税については、昭和五十二年分の賦課によりあん分率及び低所得者に対する減額額が改正されました。また、従来は擬制世帯主の所得及び資産についても課税の対象となっていました。本年分からこれらが廃止されました。課税限度額については、十五万円が十七万円に引き上げられました。

納税通知書の発送及び各税の改正点について申し上げますが、ご不明の点等は税務課住民税係へおたずねください。

タバコから生まれる町の財産

たばこ1本の課税標準額 6円70銭1厘

税額 県 10.3% 町 18.1%

タバコ1箱(20本入り)について約24円が町の収入になっています。その額は、年間約1,700万円位にもなり、明るく住みよく暮らしやすい町づくりの資金になっています。町外へ通勤したり、旅行するときも、タバコは町内で買いましょ。

### 心配ごと相談

とき 毎週月曜日午後1時から午後3時まで  
ところ 老人いこいの家「西川荘」  
※ 心配ごとは、秘密・無料。お気軽においでください。

(7月の相談員)

- 4日(第1月曜) 高井熊雄・内藤恵知郎氏
- 11日(第2月曜) 高井熊雄氏・丹羽 隆清氏
- 18日(第3月曜) 高井熊雄氏・赤川 幸平氏
- 25日(第4月曜) 高井熊雄氏・棚橋 四重氏

## ガスの免税額が引き上げられました

### ガス税新旧対照表

使用量	改 正 前			改 正 後		
	早収料金	ガス税	計	早収料金	ガス税	計
78	4,043円	80円	4,123円	4,043円	—	4,043円
79	4,092	81	4,173	4,092	—	4,092
80	4,141	82	4,223	4,141	—	4,141
81	4,191	83	4,274	4,191	—	4,191
82	4,240	84	4,324	4,240	—	4,240
83	4,289	85	4,374	4,289	—	4,289
84	4,338	86	4,424	4,338	—	4,338
85	4,387	87	4,474	4,387	—	4,387
86	4,437	88	4,525	4,437	—	4,437
87	4,486	89	4,575	4,486	—	4,486
88	4,535	90	4,625	4,535	—	4,535
89	4,584	91	4,675	4,584	—	4,584
90	4,633	92	4,725	4,633	—	4,633
91	4,683	93	4,776	4,683	—	4,683
92	4,732	94	4,826	4,732	—	4,732
93	4,781	95	4,876	4,781	—	4,781
94		以下	同			

六月検針分から、ガス税の免税額が四〇〇〇円から四八〇〇円に引き上げられましたからお知らせします。詳しいことは企業課へお問合せください。

# 老人保健学級 開催案内

老人の健康に関する正しい知識を身につけ日常生活の健康保持に資するため、老人医療費受給者を

対象に老人保健学級を次のとおり開催いたしますので、多数ご参加ください。

- 一、場所  
西川町役場分館「公民館」
- 二、映画とお話の内容
  - 老人が健康を保持するための生活の心得について
  - 老人のかかり易い病気とその予防
  - 病気がかかったときの適切な医療の受け方
  - その他老人の健康に関すること。
- 三、講師等  
対象地区  
升潟地区  
東町・大正通  
町保健婦  
(日黒)
- 町保健婦  
(樋口)
- 町保健婦  
(浮須)

期日	受付時間	映画と時間の時間	講師等	対象地区
6月29日(水)	午前8:30 10:00	午後12:30 2:00	町保健婦 (日黒)	升潟地区 東町・大正通
6月28日(火)	午前8:30 10:00	午後10:00 12:00	町保健婦 (樋口)	曾根地区
6月27日(月)	午前10:00 12:00	午後2:00 4:00	町保健婦 (浮須)	鑽郷地区 (鮎、水道町、新栄町を含む)

# 犬の危害防止と管理を

## 一県ペット条例施行さる一

ペットブームで犬を飼う家庭が増えています。その反面、あきられて飼い主に捨てられたり、不用犬として引き取られたりする犬

から犬の危害防止と適正な管理を中心とした「新潟県動物保護管理条例並びに同条例施行規則」が施行されましたが、その主な内容は次のとおりです。

- 犬舎は通行人等の危険のない場所に設ける。
- 犬が逃げ出さないよう、丈夫な鎖等でつなぐか囲いをする。
- 大型犬(秋田犬・土佐犬・シェパード・グレートデンとこれらの雑種犬)の囲い等は、鉄・金網等で作成し、入口は錠を付ける。
- 犬の飼いは、定められた標識を見やすい場所に掲示する。
- 犬の飼いは、犬を逃がしたとき、人に危害を加えたときなどは、直ちに届け出ること。
- 不用犬は引き取り申請書を提出し、手数料千円(収入証紙)が必要である。
- 違反者には罰則が強化された。などとなっております。
- このように犬など動物の本能・習性・生理などを正しく理解し、愛情を持って飼育するようペット条例が施行されたわけですが、捨て犬がゴミ集積所を歩き、汚物が道路に置去りにされたり、放し飼いをするなど目につきま

も増えていきます。このようなかわいそうなことがなくなるよう、心から動物を愛護することを目的として、六月一日

# 梅雨シーズン ふだんからの準備を

例年、梅雨期に入ると全国的に多量の降雨があり、局地的な集中豪雨に見舞われ、このため全国各地で洪水やがけ崩れ等の災害が発生しています。

- このような災害から生命・身体・財産を守るためには、町民ひとりひとりが災害に対する知識を持ち、ふだんから、いつ・どこで災害があってもじゅうぶんに対処できるように、次の点に心がけてください。
- ① だん心の心がけと準備  
ラジオ、テレビなどで気象情報や防災上の注意事項をよく聞
- ② 万一、災害がおこった場合の安全な避難場所および避難経路を確認して。
- ③ 停電に備えて懐中電灯、トランジスタラジオなどを備えておく。
- ④ 避難するときの携行品を非常袋などに入れて準備しておく。
- ⑤ 大雨が降り続いたり、テレビ・ラジオ等により集中豪雨の情報があったときは
- ⑥ 河川の近くに住んでいる人は、川の水かさにご注意する。
- ⑦ 浸水のおそれのある地域は、家財道具を台の上や二階へ移す。
- ⑧ ロープや帯を用意する。

# 特設人権相談所開設

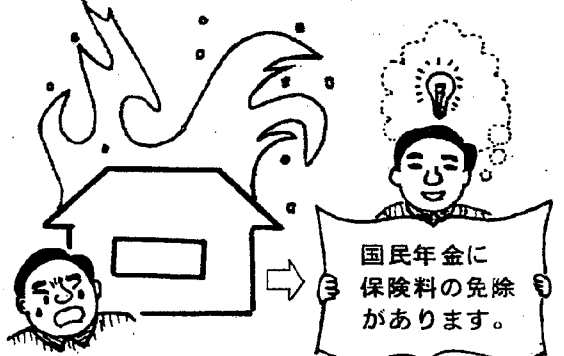
とき 7月1日(金曜日)  
午前10時～午後3時  
ところ 巻町・安養寺  
新潟地方法律局と新潟人権擁護委員協議会では、次のことでお困りの方に人権相談を行います。  
相談は無料で、他にもれることは絶対にありますからお気軽にお越しください。

1. いやがらせ、むごい扱い、不当な差別、名誉信用の侵害等の人権問題
  2. 借地・借家・その他民事、刑事の法律問題
  3. 資力にとぼしいため訴訟で解決をはかれないとき等の法律扶助問題
- ◎ 相談担当者  
人権擁護委員 法務局職員

# お早めに 年金の免除手続きを

ただいま、五十二年(五十二年四月から五十二年三月まで)の国民年金保険料の免除申請を受け中です。

- ① 失業して、所得がない。
- ② 火災や風水害などに、被害をうけた。
- ③ 家計が苦しい……などの事情で保険料を納めることが難しいと認められる人に、その年の国民年金保険料の納付を免除する制度です。この免除をうけるには、七月三十一日までに役場に申請書を出して、その内容が基準に当てはまるかどうかの審査をうけなければなりません。



もし、この手続きを怠り保険料を滞納しておくと、将来、年金がうけられないこともあり得ます。しかし、免除をうけた期間は保険料の滞納ではありませんから、年金権は確保されるわけです。ただ免除をうけた期間の年金額が、保険料を納めた場合の三分の一となり、年金をうける時にはどうして不利になります。しかし、免除をうけてから十年以内であれば、その当時の保険料額で免除期間をさかのぼって納めること(追納という)ができます。

- ① 避難するときは電気・ガスなど火の始末と戸締りを確実にする。
- ② 老人・子供・病人・身体障害者・妊産婦のいる家庭では早目に避難する。
- ③ 服装は軽快な行動しやすいものとし、持物は最小限にとどめる。



町長とお話してみませんか

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」、「こんな意見を言ってみよう」とお考えの方はお気軽にお電話ください。  
▼毎月第一火曜日  
午後五時から五時二十分まで  
▼電話三二一五番

# 変わります!! 七月一日から 老人医療費 受給者証

現在使用している受給者証の期限が六月三十日に満了となり、七月一日から新しい受給者証に変わります。

- ◇忘れずに更新を◇  
老人保健学級開催日に受け取りますので、忘れずに更新しましょう。なお、当日都合の悪い方は、役場住民課衛生係までおいでください。
- ※ 持参するもの(左記のうち、いずれかを持参しないと受給者証を交付できない場合がありますので、必ず持参してください)  
○ 受給者証(現在使用しているもの)  
○ 保険者証  
○ 印鑑



☆きれいな住みよい町づくり☆
夏のゴミ収集にご協力を!



○水分の多いゴミは、できるかぎり水気を切って出す。
○大きなゴミは、五〇センチ位に切りたばねて出す。
○ゴミ収集が終わったら、集積場所をきれいに。
○川や用水路・堤防などにゴミを捨てない。

Table with columns for collection dates and areas. Includes 'ゴミ収集日(定期)' and '危険物収集日(定期)'. Areas listed include 曾根農部地区, 平野, 水道町, etc.

○危険物等は、一般のゴミと分別して、必ず定期収集日に出す。
○ガラス類は、必ずビニール袋などに入れて出すようにし、バラで出さない。
○大きな不燃物は、バラして五〇センチ位にして出す。
○危険物集積所へ一般のゴミを出さない。(腐敗して近所が迷惑します。)

Table with columns for collection dates and areas. Includes '危険物収集日(定期)'. Areas listed include 曾根農部地区, 平野, 水道町, etc.

(ただし、日曜・祭日は休み、収集は翌日になります。)
ゴミの収集と処理には、なによりも皆さんの理解と協力が必要です。

火の用心
火災を防ぎ
生命を守ろう

自治省消防庁が発表した消防白書によりますと、昨年一年間における全国の火災発生状況は八分おきに発生し、一時間当り四戸も焼失している結果がでています。

一年間の出火総件数は六二、一九六件で、前年より一六件減少とのことですが戦後六番目の記録であり、損害額は戦後最高の一、三〇〇億円にも達しております。これとともに、火災による犠牲者は、死者は前年より三八人減って一、六三六人、負傷者は逆に増え九三二七人となっております。

- ① 消火器具(消火器・水を入れたバケツ等)を備えて置くことと、正しい使用方法を知っておきましょう。
② お年寄りや病人、幼児は二階にねかせない。
③ 二方向以上の逃げ道を決めておく。
④ 寝たばこは絶対しない。
⑤ 就寝前には必ず、ガス栓など火元を確める。
⑥ 外出(とくににお年寄りや幼児を留守居にして)する場合は、必ず隣近所に留守になる旨を告げるなど、おたがいに協力し合おう。

◎非常の場合の行動

公民館巡回図書目録

公民館では、新潟県立図書館から町民の文化の向上を図る目的で、巡回図書200冊の貸し出しを受けましたので、ご希望の方はお気軽にご利用ください。目録その3 表の145~200番 詳細につきましては、公民館(電話2334番)へご照会ください。

Table with columns for book title, author, publisher, and book title, author, publisher. Lists various books like '現代子育て考', 'がらくた日記', 'いいいたい放浪'.

ひろげよう
善意の心

小さな光を



町のために少しでも役立ちたいと「ボランティア」活動を十一名のメンバーで、発足しましたので

皆さんのご協力をお願いいたします。
皆さんの家で使い古した、ゆかた、敷布等がありましたら、左記にご連絡ください。いただきまいます。
連絡先 電話三二二一 番住民課

人見知りや激しく、大勢の中に入らうとせず、親のそばを離れないで困ります。
この年齢は甘えの強くなる時期であることも影響しましょう。
何か恐怖するもの、警戒心を起させていることがないか、きぐるみも大切。他のことも比較したり、拒絶したり無理に引き離そうとすればいっそう不安が強くなって必死にしがみついています。
年令と共に解消する問題ですから安心して、なじませたりなれさせることが先決です。

7月の役場事務相談

役場事務に対する意見・要望・苦情などについて、お気軽に相談においでください。
相談員の自宅の電話番号は二五二二番です。電話によるご相談も歓迎します。また、いつでも、どこでもお会いになったとき、お気軽にご相談ください。
七月五・十九日(火) 午後一時から 午後三時まで
西川町役場
相談員 石黒喜十郎氏



《ぼくの世界》



スケッチ

西川中学校3年 近藤 博樹くん

【評】

伸びのある鉛筆の使い方、輪郭をいかにいかに、明暗をハッキリさせたら、もつとよい作品になったと思います。

指導 藤崎先生



お知らせ 消防設備士試験!!

次のとおり消防設備士試験が実施されます。

- ◇期 日 筆記試験……8月9日 実技試験……8月26日
◇試験の種類 ○甲種……第1類～5類 ○乙種……第1類～7類
◇願書受付期間 7月5日から7月16日まで西川町消防本部(電話2349番)県消防防災課(県庁)電話23-5511番
※その他詳しいことは消防本部へお問い合わせください。

自衛官募集中!!

さまざまな現象が日まぐるしく移り変わるいま、自衛官は大地にしっかりと立って生きています。自衛隊——若者の世界です。くわしいことは市町村役場又は、自衛隊新潟地方連絡部新潟募集事務所へおたずねください。

一 総合検診日程表 一

Table with columns for Date/Venue, Time (Morning/Afternoon), and Location. Includes dates from 7/14 to 7/22 and various venues like '川西、貝柄、与兵衛野'.

一 今月の納税 一

- 町民税 第1期分
●国民健康保険税 第1期分

☆納期限 6月30日
※納税には便利な口座振替制度をご利用ください。

玉木 内藤 氏
美里 広幸 氏
常男 幸一 氏
升旗 部
岡屋 氏



町民のうごき

多賀 康喜 氏
青田 将雄 氏
忠正 六分



熊倉 一夫 氏
(沢木) 映子 氏
田中 善一郎 氏
(長谷川) 秀子 氏
中沢 久美雄 氏
(笹川) 八重子 氏



佐藤 健次 氏
大島 千カ 氏
小林 孝 氏
田中 勝 氏

おわびと訂正

六月十日号の「町民のうごき」のおめでたのうち「佐野百合香」の生年月日「S52・5・14」を「S52・5・5」におわびして訂正いたします。

(敬称略)